

1 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（法第5条第1項～第5項）

（1）新築の場合

一戸建ての住宅（注1）の場合は、次の表に掲げる額

共同住宅等（注2）の場合は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次の表に掲げる額

ア 登録住宅性能評価機関が作成した確認書または住宅性能評価書（長期使用構造であるかどうかの記載があるもの）（注3）を提出する場合

一戸建ての住宅		7,100 円
共同住宅等	100 m ² 以内のもの	7,100 円
	100 m ² 超 ~ 500 m ² 以内のもの	13,000 円
	500 m ² 超 ~ 1,000 m ² 以内のもの	22,000 円
	1,000 m ² 超 ~ 2,500 m ² 以内のもの	32,000 円
	2,500 m ² 超 ~ 5,000 m ² 以内のもの	57,000 円
	5,000 m ² 超 ~ 10,000 m ² 以内のもの	94,000 円

イ ア以外の場合

一戸建ての住宅		52,000 円
共同住宅等	100 m ² 以内のもの	52,000 円
	100 m ² 超 ~ 500 m ² 以内のもの	122,000 円
	500 m ² 超 ~ 1,000 m ² 以内のもの	196,000 円
	1,000 m ² 超 ~ 2,500 m ² 以内のもの	386,000 円
	2,500 m ² 超 ~ 5,000 m ² 以内のもの	691,000 円
	5,000 m ² 超 ~ 10,000 m ² 以内のもの	1,188,000 円

（2）増築・改築/既存の場合

一戸建ての住宅（注1）の場合は、次の表に掲げる額

共同住宅等（注2）の場合は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次の表に掲げる額

ア 登録住宅性能評価機関が作成した確認書または住宅性能評価書（長期使用構造であるかどうかの記載があるもの）（注3）を提出する場合

一戸建ての住宅		10,000 円
共同住宅等	100 m ² 以内のもの	10,000 円
	100 m ² 超 ~ 500 m ² 以内のもの	19,000 円
	500 m ² 超 ~ 1,000 m ² 以内のもの	33,000 円
	1,000 m ² 超 ~ 2,500 m ² 以内のもの	47,000 円
	2,500 m ² 超 ~ 5,000 m ² 以内のもの	85,000 円
	5,000 m ² 超 ~ 10,000 m ² 以内のもの	140,000 円

イ ア以外の場合

一戸建ての住宅		78,000 円
共同住宅等	100 m ² 以内のもの	78,000 円
	100 m ² 超 ~ 500 m ² 以内のもの	183,000 円
	500 m ² 超 ~ 1,000 m ² 以内のもの	293,000 円
	1,000 m ² 超 ~ 2,500 m ² 以内のもの	579,000 円
	2,500 m ² 超 ~ 5,000 m ² 以内のもの	1,037,000 円
	5,000 m ² 超 ~ 10,000 m ² 以内のもの	1,782,000 円

上記に併せて建築基準関係規定の審査を受ける場合（法第6条第2項による申出）は、別に掲げる額（確認申請・計画通知手数料）を、該当する場合に応じ、それぞれ加える。また、構造計算適合性判定も受ける場合は、建築審査課構造係（TEL：03-5984-1934（直通））に確認後、建築課管理係（TEL：03-5984-1294（直通））までお問い合わせください。

（注1）人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。

（注2）共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

（注3）住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項または第4項に掲げる書類

2 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料（法第8条第1項）

（1）一戸建ての住宅の場合は、1の表に掲げる額

（2）共同住宅等の場合は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に応じ、1の表に掲げる額

申請に併せて建築基準関係規定の審査を受ける場合（法第6条第2項による申出）で、建築基準関係規定の変更申請に係る審査を行う場合の手数料については、練馬区建築課管理係（TEL：03-5984-1294（直通））までお問い合わせください。また、構造計算適合性判定も受ける場合は、建築審査課構造係（TEL：03-5984-1934（直通））に確認後、建築課管理係（TEL：03-5984-1294（直通））までお問い合わせください。

3 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料（法第9条第1項・第3項）

2,300 円

4 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第10条）

2,300 円

5 長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の容積率の特例の許可申請手数料（法第18条）

160,000 円